

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成26年度 第2回)

会 議 録

会 議 名	平成26年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第2回特別幹事会
日 時	平成26年8月21日(木) 午後1時~1時25分
場 所	東京自治会館 大会議室
出席者	委 員 田淵・谷口・島津・水田・秋山(正)(石井委員代理)・見須(横田委員代理)・小菅(関根委員代理)・山口・内野・福井・井上
	説 明 者 特定非営利活動法人 移動サービス・バイユアセルフ 特定非営利活動法人 ハンディキャブゆづり葉 社会福祉法人 正夢の会
	事 務 局 国分寺市・東村山市
欠席委員	塚田・秋山(哲)・森安・横澤
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議成立報告 3 資料の確認 4 会議運営上の確認事項について 5 運営協議会に協議申請された事項の審査等について 6 その他
公開・非公開の別	公 開
非公開の理由	
傍 聴 人 の 数	7名
配 付 資 料	<p>事前配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度第2回特別幹事会協議予定団体一覧 ・福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表(2団体)及び自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書(2団体) <p>机上配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿 ・資料2 平成26年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第2回特別幹事会審査団体要件確認一覧表 ・資料3 登録団体の車両数、運転者数、利用者数一覧表

平成26年8月21日

【会長】 それではただいまより、多摩地域福祉有償運送運営協議会、第2回特別幹事会を開催いたします。

本日は、第1回運営協議会の前の時間にお集まりいただきました。前回7月1日に開催いたしました第1回特別幹事会におきまして、更新登録申請13団体、変更協議申請5団体、更新登録及び変更協議申請4団体を審査いたしました。そのうち1団体について審議未了となりました。また、2団体につきまして、審議取り下げとなりましたので、臨時で特別幹事会を開催して再審査をすることになりました。このような経緯でございますので、どうぞ了承をお願いしたいと思います。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。前回に引き続き協力をお願いしたいと思います。

初めに次第の2、会議成立について特別幹事会事務局より、ご報告をお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局より会議の成立についてご報告をいたします。設置要綱の規定では、特別幹事会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないことになっております。本日は、2名の委員から欠席、1名の委員から代理出席のご連絡をいただいております。委員15名中代理出席も含めまして11名の方にご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

【会長】 よろしいですね。

次に行きたいと思っております。次第の3、資料の確認を特別幹事会事務局よりお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局より、配付資料についてご説明いたします。

本日配付の資料は、多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回特別幹事会次第でございます。それから、資料1、多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿。資料2、平成26年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回特別幹事会審査団体要件確認一覧表。資料3、登録団体の車両数、運転者数、利用者数一覧表でございます。

資料1につきまして、第1回特別幹事会でも配付をいたしましたが、一部変更がございます。運営協議会及び特別幹事会委員であります委員でございますが、7月1日より役

職名が変更となりましたので、改めて名簿を配付させていただきました。

また、資料3でございますが、第1回特別幹事会の席上におきまして、委員より各登録団体の車両数、運転者数、利用者数がどのように変動しているか確認をしたいとのご意見がございました。こちらにつきまして、登録団体の車両数、運転者数、利用者数一覧表を作成いたしましたので、ご参考にご覧いただければと存じます。

このほかに、本日、審査をしていただく各団体の要件確認表等を事前にお送りしております。

資料の不足等はございませんでしょうか。不足等ございましたら、特別幹事会事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

【会長】 よろしいでしょうか。それでは、続いて次第の4、会議運営上の確認事項について特別幹事会事務局よりお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 会議運営上の確認事項につきまして、特別幹事会事務局からご連絡をいたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の議事録を作成いたします。発言される方は、お手元のマイクを引き寄せまして、手前緑色のボタンを押しますと、赤いランプがつかみます。そうしましたら氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。発言が終わりましたら、再度ボタンを押しましてお切りくださいますようお願いいたします。

なお、公開用の議事録は発言者の名前を「会長」「副会長」「委員」「事務局」という表示に変更いたします。また、この特別幹事会は、原則公開となっております。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は非公開とすることができる規定となっております。

会議を傍聴される方に申し上げます。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくことになっております。よろしくようお願いいたします。

【会長】 それでは、次第の5に移っていききたいと思います。運営協議会に協議申請されました、本日予定されています事項について審査に入ります。各団体からの申請書類は、再度、所管の自治体及び特別幹事会事務局が内容を確認してございます。全体的な内容及び資料2の申請の概要につきまして特別幹事会事務局より報告をお願いしたいと思います。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局からご説明いたします。

資料2をごらんいただけますでしょうか。A3の審査団体要件一覧表でございます。更新登録団体が1団体、変更協議申請が1団体、更新登録及び変更協議申請が1団体でござ

います。

事前にお送りしております要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び事務局で保管しておりますので、必要があればお申しつけください。

では、各団体の確認内容につきましてご説明をいたします。ナンバー1、小平市所管の特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価の変更及び更新登録申請でございます。第1回特別幹事会で利用対価表の見直しが必要ということで審議未了となりましたため、改めて審査をお願いいたします。

ナンバー2、多摩市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価について消費税率引き上げに伴う変更でございます。第1回特別幹事会において申請を取り下げましたので、改めて今回の申請となります。

ナンバー3、稲城市及び多摩市所管の社会福祉法人正夢の会でございます。こちらの団体につきましては、運送の区域が複数市にまたがっておりますので、それぞれの市より協議申請を行います。事務所名称、使用車両、運転者、運行管理責任者、会員数、形態が変更となっております。事務所の名称及び形態は届出済みとなっております。

特別幹事会事務局からは、以上でございます。

【会長】 それでは、審査に入っていきたいと思います。

それでは、所管の市から補足説明をお願いしたいと思います。まずナンバー1の小平市市からお願いしたいと思います。

前回、福祉タクシー券という名称についてもいろいろご意見をいただいたと思います。また、これにつきましてはほかの自治体でも行われているということも委員さんから言われていたと思いますので、そこら辺もあわせて説明をお願いしたいと思います。

【小平市】 ナンバー1、小平市でございます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

第1回特別幹事会において委員よりご質問いただきました利用対価表に表記されていた小平市の福祉タクシー利用券について説明させていただきます。この制度は重度の障害者が通院等のために使用するタクシー等の利用料金の一部を補助する制度でございます。このタクシー等には、タクシー事業者のほかに特定非営利活動法人、移動サービスを行う場合に利用に供する自動車を含み、小平市の制度上は福祉タクシーと総称しております。

移動サービス・バイユアセルフは、福祉タクシー利用券で福祉車両を利用できる事業者として小平市と協定を結んでおります。この件につきまして、第1回特別幹事会の場で説明ができず申しわけございませんでした。なお、福祉タクシーという表現はわかりにくい部分もあるため、今後わかりやすい表現にできるよう工夫してまいりたいと考えております。

ここで団体の利用対価表について報告いたします。これまでの利用対価表には福祉タクシー利用券が利用できる旨を表記しておりましたが、第1回特別幹事会后に運営協議会事務局より東京運輸支局に確認していただいたところ、すべての会員が利用対象とならない内容をあえて表記する必要はないとの回答をいただき、利用対価表から削除したことを報告させていただきます。

利用対価表についてはもう1点、キャンセル料金について報告させていただきます。このたびの更新申請の聞き取りにより、当初より会員に周知していたキャンセル料金が対価表に入っていなかったことが判明いたしました。東京運輸支局へ報告いたしましたところ、特別幹事会の場で報告するようご指示をいただきましたので、今回の対価表からキャンセル料金を表記させていただいたことをご報告いたします。

改めまして、本日、特別幹事会において対価の変更、更新登録についてご審議いただきますようお願いいたします。

なお、前回からの変更点は、特別幹事会事務局の説明のとおりでございます。6月17日に移動サービス・バイユアセルフにて運行記録簿等の書類、使用車両を確認させていただき、適正に管理運営されていることをご報告させていただきます。

運送の対価の変更申請につきましては、団体の運営状況が厳しいということが理由でございます。会員の負担を考慮し必要最小限の値上げを行いたいというもので、運営状況を確認し変更について妥当であるものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 続いて、ナンバー2、多摩市、お願いします。

【多摩市】 ナンバー2、多摩市でございます。よろしくお願いいたします。運送の対価の変更につきましては、特別幹事会事務局説明のとおり消費税率の引き上げに係る分についての変更となります。

なお、6月1日付で代表者の変更があり、代表者変更につきましては、運輸支局に届出しておりますことをご報告申し上げます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】 続けて、ナンバー3もよろしく願いします。

【多摩市】 続けてナンバー3になります。前回からの変更点につきましては、特別幹事会事務局説明のとおりでございます。7月25日に社会福祉法人正夢の会にて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両につきましても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

【稲城市】 同じくナンバー3、稲城市でございます。よろしく願いいたします。前回からの変更点につきましては、特別幹事会事務局の説明のとおりでございます。今回の更新に伴いまして、ナンバー3、社会福祉法人正夢の会につきましては、5月26日に稲城市の地域生活支援センターへの現地にて、車両の確認及び今回の更新資料、並びに運行記録等の確認をいたしました。適正に管理運営されていることを確認しております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、補足説明が終わりましたので、各委員さんから、皆様のご意見、ご質問等を伺いたいと思います。どなたかございますか。

初めに、ナンバー1の特定非営利法人移動サービス・バイユアセルフから順次お伺いしたいと思います。まず、ナンバー1のところでご質問等ございますか。

【委員】 先般、福祉タクシー券という表記について委員からお話があったと思います。なぜタクシー会社がそこにこだわるかといいますと、私どものような一般乗用旅客自動車運送事業者のことをタクシーと呼ぶわけでありまして、福祉有償運送事業者、NPOさんのことは呼ばないと考えているところです。

また、NPOさんが活動する前提には、地域に利用できるタクシーがない場合という形になっているところでありまして、小平市さんでは、たしか私どもの会員であるタクシー事業者が福祉車両を運行していると思います。なぜ、その事業者があるのに、NPOさんが必要なのですか。タクシー事業者では補えない何か明確な理由があるのですかという話になってくるわけです。たしか小平市さんは、そのタクシー事業者とも契約しているのではないのでしょうか。

【小平市】 少々お待ちください。

【委員】 時間があれなので、あれですけれども。

【小平市】 すみません。

【委員】 そのような団体、私どものタクシーの業界に入っている団体があつて、どのような活動をしているか、小平市のことですから、私どもはよく承知していませんけれども。ただ、その中でも、それ以外でも需要があるということであれば、NPOさんの出番であろうと考えております。同じ券を使ってやるということは、少し私どもにとってはおかしな話だということで委員がお話をさせていただいたと思います。今後はよく小平市さんの中でお考えいただいて、もしも契約があるならタクシー事業者にも説明をしていかなければいけないと思います。やはりきちんとした中でやっていただかないと困ると思っています。そのようなことを留意してやっていただきたいということです。

以上です。

【会長】 では、ご意見ということでよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 では、小平市、よろしくお願いいたします。

【小平市】 はい。

【会長】 ほかにございますか。

ないようであれば、ナンバー2、特定非営利法人ハンディキャブゆづり葉のご質問を受けたいと思います。どなたかございますか。

【委員】 事務局の方への質問になるかと思うのですが、以前、運営協議会もしくは特別幹事会の中で、消費税の引き上げに伴う対価の変更については、事務負担の軽減という観点から書面上でのやり取りをしてもいいのではないかという話があったかと思えます。今回、ゆづり葉さんの場合はそれに該当しないということで、この場で協議をしているということでよろしいでしょうか。

【会長】 事務局は答えられますか。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局です。

確かに協議の方法の簡略化ということでお話がございました。この協議の方法につきましては、昨年度の運営協議会で決定をいたしまして、特別幹事会の審議の場におきましては団体にご出席をいただくということで整理をいたしまして、ここで承認をいただいた後の運営協議会については団体の出席は求めないということで整理をしております。

【会長】 ほかにございますか。

なければナンバー3に移りたいと思います。社会福祉法人正夢の会についてご質問等ご

ございますか。

特にないですか。それでは質疑は終了したいと思います。

それでは、審議いただきました3団体について、今のところを踏まえると3団体とも特別幹事会では了承ということで協議会にお諮りをしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

以上、協議申請された団体の審査については終了したいと思います。

続きまして、次第の6になります。その他について特別幹事会事務局からお願いをいたします。

【特別幹事会事務局】 ただいまご了承いただきました3団体につきましては、この後開催されます第1回運営協議会に特別幹事会会長より報告をいただきまして、ご協議をいただきます。

なおこの後開催されます第1回運営協議会につきましては準備がございますので、今13時25分ですけれども、10分程度お時間をいただきまして、13時35分からの開始とさせていただきます。引き続き運営協議会の委員となられている委員の皆さまにおかれましては、時間までにお集まりいただきますようお願いをいたします。

また、傍聴者及び協議対象市の皆様におかれましては、一度ご退席をいただきますようお願いをいたします。よろしく願いいたします。

【会長】 よろしいでしょうか。

それでは、本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ほんとうにありがとうございます。これにて、第2回特別幹事会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —